

第I部 過去と現在: 第3章 なぜ食べるものがないのか: 汪精衛政権下中国における食糧事情

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/39985

第3章 なぜ食べるものがないのか

——汪精衛政権下中国における食糧事情——

弁納才一

はじめに

日本軍は1937年7月28日に北京を占領した後、同年12月14日に中華民國臨時政府(1940年3月30日に汪精衛政権が成立すると、華北政務委員会と改名)を樹立し、1938年2月11日に中国聯合準備銀行を設立して聯銀券を発行した。一方、汪精衛政権が成立した後、1941年1月6日に南京に中央儲備銀行が開業し、中儲券(儲備券)を発行した。そして、1943年3月に上海及び華中の各種物資の統制機構として全国商業統制総会を組織し、その下に粉麦統制委員会・油糧統制委員会・日用品統制委員会・棉花統制委員会・米糧統制委員会が設けられ、各地に分支辦事処が置かれた。中央儲備銀行は中国・交通・金城・大陸・横浜正金・住友などの銀行とともに各種の借款銀団を組織して大量の資金を供給した。こうして、中儲券の大量の発行が悪性インフレーションを引き起こし、物価の暴騰をもたらしたとされている²⁾。

中国を占領して「現地自活主義」・「民心把握」を掲げる日本軍とその傀儡として占領地行政を引き継いだ汪精衛政権にとって、食糧の確保・収奪と民食(都市民用の食糧)の安定的供給は極めて重要な行政課題となっていた。ところが、これまで食糧行政については語られてきたが²⁾、経済的側面から食糧事情を明らかにした研究は見当たらない。すでに、拙稿で日本軍占領下の華中の米事情については論じたが、それも予備的な考察にとどまっていた³⁾。

そこで、本章では、日中戦争時期における汪精衛政権下中国の食糧事情について米と小麦を取り上げて時系列的に概観する。また、資料は南京の中国第二歴史档案馆で収集した汪精衛政権档案を利用する。よって、糧食管理委

員会・米糧統制委員会と粉麦專業委員会・粉麦統制委員会から行政院へ宛てられた档案(公文書)を資料として用いることになる。一般的に档案資料からは食糧行政について読み取ることができると考えられているが、本章では食糧事情(食糧の生産・流通・消費)について読み解き、それを通して農村経済構造を明らかにするための基礎的ないし前提的な作業としたい。

1 米事情

汪精衛政権档案の中に米に関する記載が現れるのは、実業部の下に糧食管理委員会が組織された1940年以降である。以下に1940～45年の米事情について見ていきたい。

<1940年>

端境期の6～7月になると、主要な米産地だった江蘇省や浙江省でも米不足が発生した。

6月、南京市の米価が1石(60kg)50元を突破し、貧民が米を買うことができなくなったが、その原因について、南京市総商会は奸商による買占め・売惜しみ以外に、米産地の米穀統制が米の供給を阻止していると同見なして、米穀統制の廃止を求めていた⁴⁾。

江蘇省北部の儀徵県はもともと非米産地で、6月になって米価が高騰し、1石が60元を超え、民食の恐慌状態が極点に達したので、行政院を通じて日本軍当局に安徽省蕪湖県・当塗県などの米の移出を解禁して買付けができるように求めていた。また、武進県でも、貯蔵米が少なくなって米価が沸騰し、平民の生活がますます困難になり、治安の悪化が憂慮されていた。新米は収穫されておらず、周辺の県にも貯えがなかったので、安徽省から米を買付けなければ、飢えてせば詰まった民衆が向こう見ずな行為をすることが避けられないと訴えていた。さらに、儀徵県や武進県の近隣の丹徒・丹陽・江都などの県でも米が不足し、7月に江蘇省政府は安徽米を放出して民食を維持することを求めた。例えば、丹徒県では、米不足によって米価が1石45元に急騰し、貯蔵米がわずか1,000石余りとなり、2～3日分の需要に供するのにも

足りない状況になっていた⁵⁾。

浙江省でも、7月に食糧が異常な恐慌状態となり、民食の問題が深刻化して治安にも影響を与えかねないという不安の声が上がっていた⁶⁾。

夏に旱害に見舞われて、南京市の米がほとんど無くなりかけたために、南京市長は日本の関係機関に江蘇省無錫で2万石の米を買付けることができるように協力を求めたが、蘇州・無錫一帯の米を軍糧としていた日本軍は移出を禁止していた。そこで、工商部が南京市の民食を救済するために日系商社の三井洋行を通してサイゴン米2万7,546包(3万5,250石4斗8升7勺)を買付けて販売を始めたが、7月9日に実業部の下に糧食管理委員会が成立して工商部から上記の業務を引き継いだ。こうして、糧食管理委員会は、1940年には日本に対する軍米の負担量が非常に多くなり、しかも、すでに在庫が少なくなっていたために、輸入外国米を購入せざるをえなくなったので、損失が非常に大きくなった⁷⁾。

日本軍による直接的な管理であれ、汪精衛政権を通じた間接的な管理であれ、米穀に対する統制政策は日本軍占領下中国における民食の不足を一層深刻にしていた。

<1941年>

2月、杭州市では、米価が高騰し、供給が不足していたので、糧食管理委員会を通じて5,000担の外国米を輸入し続けて支給補助して廉価で販売するように求めていた⁸⁾。

3月、浙江省台州では米不足によって多くの人が餓死しているとして、上海・台州間を封鎖していた日本海軍に対して、台州への米の通過を許すように嘆願書が出されている⁹⁾。

江蘇省北部の江都県などは、かつては米産地であり、米価が低く、しばしば凶作に見舞われたことがあったものの、人民は米がなくなることを心配したことがなく、米の代わりに雑穀を食べるという苦しみを味わったこともなかったと言われていたが、日中戦争が勃発してからは交通が不便になって、食米の供給が日増しに少なくなり、1939年には米価が上昇したとは言え、そ

れでもなお1担が30元を超えることはなかったが、1940年春には徐々に高騰し、1941年には1担が100元に達し、江都県に隣接する揚州市街地では民衆が一斉に立ち上がって恐慌状態となり、貧民は全く米を食べることができず、劣等な雑穀を食べ、最も貧苦にあえぐ者は穀物の胚芽や碾き割ったもので作った麺を食し、さらには俗に観音粉と呼ばれる一種の白土で飢えをしのいでいた。こうした中で、突然5月に揚州(江都県)に6,000包の輸入外国米が運びこまれて、当初は1担が90元だったが、8月になると、1担が105元とやや高く定められた。実は、これに先立つ7月31日に江都県米業同業公会が国産米の揚州への移入・販売を許可しないことを通告し、また、国産米を値下げして販売することを許さなかった。そのため、揚州の新米は豊作だった上に、揚州に隣接する米産地も豊作となったので、揚州市郊外においては新米の価格が60~70元と低くなっていたにもかかわらず、揚州市街地の米価との差は1担につき30~40元のままとなっていたのである¹⁰⁾。

湖北省はかつて食用米を自給することができず、近隣の湖南省や江西省などから米を移入していたが、1937年に日中戦争が勃発してから交通に支障が生じて運輸が困難になり、各地の農村が破壊されて農産物の生産量が激減したために、食糧の供給がしばしば欠乏し、漢口市は人口が多いので食糧の需要量が非常に多く、端境期になって米価が日増しに高騰していた。そこで、漢口特別市政府は米不足を予防して民食を調整するために、各地に人員を派遣して米を買付けようとしたが、買付けは困難で買付け量が少なかったので、大量の雑穀を代理購入することを委託するとともに、日系商社に輸入米5,000トンを代理購入することを委託した。だが、漢口特別市政府が「平糶」(米価の高い時に政府が手持ち米を安く売り出すこと)を実施して在庫米が少なくなったので、9月、再び日系商社の三菱会社に委託して2万石の輸入米を代理購入した¹¹⁾。

安徽省の蕪湖はもともと米の集散地で、米が主要な移出品だったが、1937年7月に日中戦争が勃発してからは、各地に盗賊が出没し、交通が不便になり、蕪湖の米が急減した上、1940年秋に「江北淮南路一帯」が日本軍による独占的な軍米調達地区に編入されてからは、1粒の米も蕪湖に運送されなく

なり、蕪湖に貯蔵されている米は往年のわずか10分の1になってしまった¹²⁾。

糧食管理委員会の皖南区辦事処や松太(松江・太倉)分辦事処からは、各地で検問所を設置して米に対する税金を徴収していたことが米商人の合法的な米の運輸・販売を阻害し、民食に与える影響も大きいので禁止してほしいという声が上がっていた¹³⁾。

11月、米の主要な集散地とされていた無錫で営業していた三泰米行など11の米商人の米を積載した船18艘が黃埠墩付近で差し押さえられた¹⁴⁾。

各地の民食を調整して軍米の需要に供給するために1940年に成立した糧食管理委員会は、1941年には安徽省南部・江蘇省北部・浙江省湖州区の各産米区で積極的に収買したが、収集量は多くなく、民食・軍米を供給するには到底足りず、輸入米を買付けて補充した。だが、12月に日米戦争が始まると、海上運輸による外国米の輸入が日増しに困難になり、来る1942年の民食の情勢が深刻となることまでも心配されていた¹⁵⁾。

秋の収穫時期が他県よりも遅かった江蘇省武進県では、供給と在庫の不足によって米価が再上昇して他県よりも高くなっていたのに対し、近隣の句容・金壇などの県ではみなすでに豊作となっていたので、米が欠乏して民食が恐慌状態に陥るのを回避するために日本側の機関に対して句容・金壇・丹陽などの県で米を買付けることを許可するように請願したが、それらの県からの米の搬出は許可されなかった¹⁶⁾。

12月、各地の米価が日増しに高騰していたのは、商人の買占め・売惜しみが最大の原因であり、特に安徽省南部の蕪湖・当塗や江蘇省北部の高郵・宝应などでは米の買占め・売惜しみが非常に多かったと言われている¹⁷⁾。日本軍が食用米を確保・収奪する上で重視していた地域でさえも、管理・統制しきれていなかったことがわかる。

<1942年>

1937年に日中戦争が勃発してから、食糧が不足し始め、外国米を輸入して補給していたが、1941年12月に太平洋戦争が勃発してからは海運に支障が生

じ、食糧問題が深刻になったので、生産を増加させる以外に、食糧の消費の節約が提唱されるようになった。その内容は1日3食を2食に減らし、その2食のうち1食は雑穀とし、唯一の米食は精米せずに玄米のままで食する(白米に比して10%の節約となる)というものだった¹⁸⁾。

1月、日本軍の酒井部隊が安徽省南部の荻港・湾址に勝手に収買機構を設立して軍米を買付けたことに対して、糧食管理委員会はこれが江蘇・浙江・安徽3省の食米買付と運輸に関する了解事項と符号しないとして日本側と折衝した結果、荻港・湾址では糧食管理委員会が単独で米を買付けすること、また、酒井部隊の全ての収買機構はただちに撤収することが決定された。なお、2月、安徽省では糧食管理委員会の指示を受けて醸造を制限してもち米の消費を節約するために、主要なもち米の生産地として知られていた江蘇省南部の金壇・丹陽・溧陽3県でもち米20万石の購入して民食に充当することになった¹⁹⁾。

江蘇省北部の泰県・東台・興化・高郵・宝応・塩城などの県は米の生産量が多かったために米の買上げ地区に指定されたが、1937年に日中戦争が勃発してから、これらの地域は匪賊が増え、到る所で略奪が行われ、農村の余剰食糧はとりわけ都市部へ流入しにくくなっており、これらの地域での米の買付けには障碍が多かった²⁰⁾。

2月現在、各地で未だに常態に復せず、戸籍の多くが移動し、実態の調査は困難であり、産米量が比較的多かった地域で糧食管理委員会が直接管理することができる範囲は狭く、しかも、以前は食糧の不足を輸入米に頼っていたが、外国米の輸入にも支障が生じており、また、代替するに足りる大量の雑穀もなかった²¹⁾。

3月、江蘇省江浦県では、日本の三光洋行大同会社が橋林西江口辦事処を設置し、その主管人がごろつきを利用して農民の食糧を強制捜査し、米を安く買いたたいた。これに憤慨して命をおとした者が出て、大衆は不安となったという²²⁾。

4月7日に江蘇省で食糧増産会談が召集された際に、当面の米不足を救済して民食を維持するために、江蘇省政府が中央政府や日本側の機関に対して10

万トンの在庫米を借りるように請求することが提案され、江蘇省政府から行政院へ呈文が送られている²³⁾。

浙江省東部の各県は、日中戦争以前から食糧の不足するところが多かったが、8月現在、避難先から帰郷する人民が日増しに多くなっているために、食糧事情も日増しに厳しくなっていた。しかも、7月に台風に見舞われて早稲の収穫に大きな被害が発生し、晩稲も旱害によって収穫の見込みが難しくなっており、人心はますます競々としていた²⁴⁾。

<1943年>

米糧統制委員会の成立による統制強化の反映であろうか、1943年になると、米の闇取引や買溜め・売惜しみが各地で発生するようになった。

米糧「統一收購轄区」に指定された蘇松常嘉区でも、4月以来、闇取引が横行した²⁵⁾。

また、米の買溜め・売惜しみの嫌疑をかけられて、5月に南京の中華棧・建華棧・天華棧の3つの米問屋において食用米の統一買上げ実施後で最大かつ大量の「霉米」(かびの生えた米)・玄米・インディカ種米が押収された²⁶⁾。

さらに、杭州市糧行業同業公会から監察院に向けて「杭州米蠹韓雨文勾結貪汚妨害民食破壞糧政罪惡史」が提出されている。それによれば、杭州は米の生産量が豊富でなく、民食を自給することができず、嘉興・湖州(呉興)で生産された米の供給に頼っていたが、1940年秋、嘉興・湖州的食用米が枯渇して杭州へ運送されなくなった際に、杭州市内の少数の糧行(米穀商人)が杭州市内の米を買溜め・売惜しみて米価を吊上げたため、杭州市内では民食が深刻となり、パニック状態に陥った。そして、1941年からもそれらの糧行は米糧同業公会の名義をかりて杭州市内で食用米の買溜め・売惜しみを続け、食糧パニックをもたらした。さらに、1943年5月には嘉興で米を買付けて闇取引しようとしたところ、その運送の途上で蘇松常嘉区稽查公署嘉興稽查所によって押収され、闇米1,800石を没収された上に、罰金74万元を徴収された²⁷⁾。

ただし、この件は後に冤罪事件と判断されることになった。というのは、その後、それらの糧行のうちの1人(昇源糧行の鍾謂泉)が上記の処置・処罰に対して、闇取引の容疑が誤りであり、没収された米1,800石とその包装用の麻袋1,800枚を返還するように、異議申し立てを続けており、1945年7月になってようやく没収された米と麻袋を現金に換算して返還することが認められた²⁸⁾。

以上のことから、杭州市の米業(糧行業)同業公会内部に対立が生じていたことが読み取れるとともに、地方レベルで官側が政府の収買米を輸送途上で強奪するという混乱が生じていたことがわかる。

一方、4月4日付けの『新民報』によると、華北でも食糧が欠乏し、物価が高騰し、貧民の多くが生活を維持することができなくなっており、大通りや路地裏の路上に倒れて死を待つ者があふれており、北京市内では餓死者が毎日数百人に達していたという²⁹⁾。

このような事態を受けて、12月10日付けで、華北政務委員会委員長の王克敏は、厳冬の時期にあたり、粥の施しを求める困窮民が非常に多く、生産された米は日本がほとんど買い尽くしたので、施粥用の緊急救済米(粗米)500トンを送やかに送ってほしいと懇願してきた。これに対して、1944年1月に行政院は米糧統制委員会南京辦事処を通してさしあたり200トンを送ることを決め、その後、華北政務委員会から残りの300トンも送るように求められたが、ようやく8月になって、蕪湖などでは新米の買付け価格が1石3,700元に高騰しているのので、300トンを買付けると1億元もの多額の資金が必要となると説明し、1945年2月を迎えて蕪湖辦事処で100トンを指定して支払うこととなった³⁰⁾。

しかし、すでに見てきたように、華中でも食糧事情は非常に悪化しており、米にも余裕がなかった。5月と6月の端境期に産米区の米の貯蔵量が日増しに不足し、米の買付けが困難になっていたのので、糧食部は米とともに小麦や雑穀をも合わせて買付けて配給に備えざるをえなくなり、南京・上海・蘇州・無錫などで前後して小麦粉57万袋余りを買入れ、また、蘇北の中でも泰県・東台・塩城・興化などの小麦生産量が比較的豊富な県で6月末～8月に小麦を

買入れることになった³¹⁾。

食用米の不足を補う食糧としての小麦の買付を担当するのが、米糧統制委員会と同時に設立された粉麦專業委員会だった(詳細は後述)。

<1944年>

1943年12月に華北に駐留する軍隊の必要とする軍米5,000トンに至急供出するように求められたのに対して、糧食部は蕪湖の貯蔵米5,000トン(6万2,500石)を華中米穀組合を通して代理運送し、米価は糧食部が実際の買付コストから計算して1石につき850元としたが、1944年になって軍事委員会最高軍事委員会からの通達によって1石につき700元と決められてしまったので、糧食部の損失額は1石につき150元となり、6万2,500石全体では937万5,000元にも達した³²⁾。

非米産地だった浙江省杭州市は、外からの食米の供給が中断したために、1月には食米の恐慌状態が発生した。杭州市の民食を補給するために、鼎豊泰など11の米商人及び海寧県硤石鎮の各米行が海寧県政府の許可を得て硤石鎮で米を買付け、杭州市へ運送しようとした時、海寧県境の長安鎮で日本軍の山根部隊に「揚子江下游封鎖辦法」に違反しているという理由で押収されて、差し押さえられた米は浙江省政府に没収された。そして、浙江省政府は没収した米のうち4,200担を浙江省非清郷区の軍警食米に充て、その他を公務員特殊公糶米として支給した³³⁾。

一方、米産地だった江蘇省でも1月に食用米パニックは深刻となっていた³⁴⁾。

米糧統制委員会は、下部組織である宜興区辦事処及び泰州区辦事処からの同管轄地域において米が闇取引されているという指摘を受けて、1月に行政院から江蘇・安徽両省政府を通じて各県に嚴重に取り締まるように求めている。なお、闇取引は宜興や泰州(泰県)に限らず各地で依然として猖獗だったとされている³⁵⁾。

2月、各地の米価は暴騰し、郵便局員は給料が少ないので、みな食糧が無く、炊飯・食事をするのができないおそれがあり、南京・上海などでは食

糧配給制度があったが、配給米は極めて少なく、不足分を闇市場で購入しようとしても、闇市場の米価の高さは郵便局員の能力の及ぶところではなかったという³⁶⁾。

3月、南京市では食米の闇取引が非常に活況になっており、闇市場での米価は1石が2,400～2,500元に達していた³⁷⁾。

江蘇省北部の南通はもともと産米地ではなく、民食の大部分を移入に頼っていたが、日中戦争が勃発してからは、生産が激減し、とりわけ民食が不足するようになり、3月現在、運輸が困難なのに加えて統制によって隣県の海門・啓東の米穀も運輸が困難になっていた。そのため、南通では食糧パニックが発生し、闇取引の取締も困難になっていた³⁸⁾。

この他に、食糧にかかわる汚職も発生していた。例えば、江蘇省糧食局局長の後大椿と糧食部水産処理局局長兼建設部郵政儲金匯業局局長の胡政が、軍糧の買付けに関して「重大舞弊情事」を引き起こしたとして3月に失職させられている³⁹⁾。

この年の6月分として糧食部が上海に供給した民需の食用米1万5,000トンの価格は、上海食米配給委員会委員長がすでに1石650元と決めており、日本側からも可能な範囲内で価格の暴騰を防止するように要請されていたが、糧食部は必要諸経費から勘案すると1石につき850元とする必要があり、国庫から損失が補填されている軍警米と違って、民食米は1石を650元とすると、巨額の損失を生むことになると訴えていた⁴⁰⁾。

1944年も端境期を迎えて米不足が深刻となるとともに、米の買溜め・売惜しみや闇取引が横行した。

中国四大米市の1つだった安徽省蕪湖地区の奥地でも、日中戦争の影響を受けて食糧の生産が減少し、運輸も不便となり、食糧問題が日増しに深刻になっていた⁴¹⁾。

泰州(泰県)は、蘇北(江蘇省北部)に位置し、軍隊が入り乱れて集まり、共産党勢力が蠢動し、環境が特殊であり、途中には検問所が林立して何重にも徴税され、通行検査による阻害が多端であるとされていた。こうした中で、裕泰糧行が蘇北の興化県から米を買付けて泰州へ運送する途中で大勢の匪賊

に米穀を積載した船を略奪されそうになったが、幸いにも護送の軍隊がこれらを撃退してくれた⁴²⁾。このように、主要な米産地だった蘇北からの米の買付け・運送には常に様々な危険と障碍がつきまっていた。

実業部から行政院にあてた呈文によると、各地の米価は高騰し続けていたが、それは南京・上海だけのことではなく、各地の産米地も同様であり、その原因は運輸が不便になったこと以外に、奸商の買占め・売惜しみによる価格操作と途中で軍警が検査していきがかりをつけて足止めをすることが最も重要な原因であると見なしていた⁴³⁾。

6月、主要な米産地として知られている常熟県は軍糧の買付によって在庫米がなくなり、米不足となつてうるち米の白粳1石が5,000元を超え、人心不安が高まっていた⁴⁴⁾。

7月初め、南京市の米価は1石が1万3,000元にまで暴騰していた。そこで、中国国民党海員特別党部執行委員会は、米の移出を解禁して配給を強化するとともに、闇市場を抑制して買占め・売惜しみを嚴重に処罰するように求めていた⁴⁵⁾。

食糧の大消費地である上海の深刻な食糧不足と関連してのことであろうか、上海市周辺の江蘇省各県で闇米が数多く摘発されていた。例えば、松江県では、3月に31石8斗の3等白粳を闇米として押収して買付商の大興糧行に買取らせ、5月には日本軍警備隊沖中尉が闇米として白粳2石・玄米1石3斗を捕獲して当地の同泰豊米行に軍米に充てるために2246元で買取らせ、6月にも小山部隊が闇米を捕獲して買付商に買取らせ、その他にも3度にわたって合計で玄米21石7斗・白米10石6斗9升5合を闇米として捕獲して買付商の祥元豊米行に買取らせて軍米に充てた。金壇県では、5月にもち米2,135担を押収して米糧統制委員会の指定商人に1担285元で買い取らせていた。呉江県では、3月15日に呉江県震澤鎮警察隊小早川中隊長が200石を闇米として押収して米糧統制委員会呉江県辦事処指定の買付商の福記洋行に買取らせ、その後、さらに4月末までに合計6件の闇米に関する案件を処理しており、合計118石2斗5升の米を没収した。昆山県では、8月に合計2,958石1斗4升を闇米として押収して貸付商に買取らせ、軍米・民食・軍警食米に充てた⁴⁶⁾。これらには全て

2割(昆山市では4割)の密告奨励金が支払われており、闇取引量としてはかなり少量のものが多く、全てが闇米だったのか疑わしい面もある。すなわち、闇取引であると故意に決めつけて事実上強奪していた事例もあったかもしれない。

7月7日付けの上海市特別市政府からの公函によると、上海市の民食問題について上海市特別市政府はしばしば手段を講じて米の供給を調停し、買占め・売惜しみを取締ってきたが、依然として解決していなかった。そして、米糧統制委員会が「食米搬入辦法」を公布してからは、米商人が5斗以上の米を上海市内に持ち込む場合には1石につき3斗を買上げるという規定を口実に米価を吊上げ、連日、米価が急騰して人心を不安に陥れていたという⁴⁷⁾。

6月21日付けで在中華民國大日本帝国大使館特命全權公使堀内干城から実業部部長陳君慧へ宛てた極秘文書には、「米統会ノ登1629部隊ニ対スル軍米ノ未納入高ハ5月22日現在97,642屯ナル処、其ノ内4万屯ハ特ニ必要アルニ付7月末日迄ニ確實ニ同部隊ニ納入シ得ル様致度旨軍側ヨリ通牒有之タルニ付テハ右米統会ニ御指示賜り度」と記されており⁴⁸⁾、1944年には日本軍が最も優先的に確保することを期待していた軍米さえもすでに十分には手当することができない状況に陥っていたことがわかる。

6月、各地の米価が急騰して公定価格の数倍を超え、米の買付けは停滞しつつあり、軍糧の供給は一刻も待てないという状況になっていたが、米糧統制委員会は、在庫米がすでに配給するのに足りなくなっており、端境期にあたって速やかに米の買付けの効率を強化しなければ、軍食の供給を継続・維持することが難しいと見ていた⁴⁹⁾。

7月、米の買付け所定価格は当初より農民の生産コストにも足りず、その後、物価が日増しに高騰するにつれて農民の生産コストも増加して数倍になっていたにもかかわらず、米の買付け価格は変わらなかった。一方、市場の米価は急騰して抑制するすべがなく、民食の恐慌状態を引き起こした。とりわけ、米に対する需要量・消費量の多かった上海の状況は深刻で、上海市の米価は1石が1万元以上に高騰していた⁵⁰⁾。

安徽省の銅陵・無為・廬江・巢県・廬州・繁昌と浙江省の杭県・海寧・石

門・桐郷の計10県は、「敵区」に接近しており、米糧統制委員会の買上区域として設定されていなかったため、9月に日本軍が直接買い付けることになった⁵¹⁾。

12月、主要な米産地である蘇北の宝応県からは、米の買付についていくつかの改善要求が出されていた。その中で、購買価格について価格が高ければ遠来の商人を招き、その効果は近隣の匪区の米が外へ流出しないだけでなく、匪区の米も続々と吸収することができると指摘されている⁵²⁾。これは、市場の実勢価格とはるかに乖離した低価格による強制買付すなわち収奪が成果を上げることができず、食用米を確保することができなかった事情を指摘したのもでもあったと思われる。

政府の認可を得て米を買付けていた商人がその運送途上で没収(事実上、強奪)された例を1944年秋の安徽省においても見ることができる。

首都中央機関配給俸米管理委員会から11月に行政院に出された呈文は、大興糧号經理の張孝銘が買付を請負った俸給米がしばしば「悪勢力」によって略奪されたので、厳格な処罰を加えるとともに、奪われた米を大興糧号に返還するように求める内容となっている。すなわち、安徽省蕪湖の大興糧号經理の張孝銘自身による事情説明は大体以下のとおりである。9月6日、安徽省含山区の銅城関・三岔河・黄雒・運漕などで俸給米を買付け、粳米1,842石余り・玄米611石余り・精米63石2斗を船に積載して裕溪口を通過した時、突然、当該地に駐屯していた安徽省和県の保安団長の曹亮文によって押収され、全ての米を奪われた。また、その後も同じ保安団長の曹亮文によってさらに2度にわたって運送途中の俸給米を差押さえられている。そして、1945年2月になって、ようやく差押さえられていた米を大興糧号に返還することが公的に承認された⁵³⁾。

<1945年>

江蘇省政府が、米穀の闇取引や買溜めを管理するため、1月に「江蘇省取締米穀私収私運及囤積暫行辦法」を制定し、中央政府行政院に許可を求めていることから、米の闇取引・買占めなどが依然として止んでいないことを窺

い知ることができる。しかも、闇取引を取締まり、検挙を奨励するための密告奨励金については、米の公定価格の1石4,500元は市価との差が大きく、公定価格の50%は闇市場価格の20%にも及ばないことから、奨励金の額が少なすぎて意味をなさないとしている⁵⁴⁾。

首都中央各機関の公務員の俸給米は、1945年1月分より実業部が処理することになり、その供給地は全て江蘇・安徽2省の献米に頼っており、安徽省から5,000石、江蘇省から1万石を予定していたが、1月分の俸給米の支給は事実上間に合わず、また、2月分については、実業部が米糧統制委員会南京辦事処と共同で蕪湖で1,100石、当塗で3,250石の合計4,350石を受取ったが、首都中央機関配給俸米管理委員会が1944年に配給することを決めた1ヶ月分が6,000石余りだったことからすると、安徽省からの献米4,350石は1ヶ月分にも及ばなかった。そこで、さしあたり半月分を配給することとなったが、3月・4月分の俸給米も半月分しか配給することができなかった。しかも、江蘇省政府からは田賦の徴収だけでも負担が過重であるのに、江蘇省に駐留する軍隊の食米として毎月350石も負担しており、さらに献米1万石を差し出すのは困難であると訴えが出されていた。なお、6月分からの俸給米は米糧統制委員会が統一的に処理することになったが、7月13日付けの米糧統制委員会からの公函では、米糧統制委員会が命令を受けてすでに米の買付を暫く停止しており、しかも在庫も余剰が少ないので、行政院に俸給米に対する処理に関する指示を仰いでいる⁵⁵⁾。日本敗戦の約1ヶ月前に、公務員の俸給米配給体制はすでにほぼ完全に崩壊していたと言ってよいだろう。

実は、6月に行政院は実業部に対して、米糧統制委員会及びその他一切の団体による米の買付けを暫く停止し、現行の米穀移動制限を即時に撤廃するという緊急措置を実施するように命じていた⁵⁶⁾。6月分からの俸給米の手当てを米糧統制委員会に委ねながらも、米の買付けを停止させていることからすれば、俸給米配給体制はすでに6月から機能停止状態に陥っていると言ってよいだろう。

ところで、7月18日付けで浙江省政府から行政院へ出された呈文によれば、浙江省は食糧の生産量が豊富ではなく、かつては食糧を江蘇省や安徽省など

に頼ってきたが、近年は運輸が困難となり、食糧の供給量も少なくなって、食糧価格は極度に高騰し、とりわけ杭州市は人口が多いので、在庫が不足し、民食の恐慌状態は異常なまでに深刻となった。そこで、浙江省政府は食糧不足を救済するために、蘇州・常熟・南京・安徽省の各生産地で当地の糧行に委託して小麦・雑穀を買付けて杭州市で販売することを粉麦統制委員会に申入れていた⁵⁷⁾。この申入がどのように処理されたのかを示す公文書を見ることはできなかったが、すでに6月には米に関する管理体制は事実上崩壊していたことを確認した。そこで、次に米に代わって食糧として期待されていた小麦について見てみたい。

2 小麦事情

汪精衛政権档案の中に小麦粉に関する記載が現れるのは、全国商業統制総会の下に粉麦專業委員会が組織された1943年以降である。以下に1943～45年の小麦事情について見ていきたい。

<1943年>

1937年7月に日中戦争が勃発して以降、中国国内の食糧の供給が需要に追いつかないという状況はすでに一般的になっており、小麦価格の上昇や下降は米穀の取得と連繫しているばかりでなく、その他の農産物及び全ての物価にも影響していた⁵⁸⁾。

8月、とりわけ食糧の大消費地である上海では、食糧事情の逼迫は深刻だった。上海特別市麵製熟食業公会理事長の王秉から行政院長汪精衛に対して何度か救済を求めて請願書が出された。すなわち、上海市の米価が異常に高騰し、一般庶民は「麵製」副食品(小麦粉を原料とする加工食品)を主食にしていたが、最近、小麦粉統制配給組合が小麦粉の配給を停止し、粉麦專業委員会と糧食局が処置するように改められたが、未だに配給は無く、「麵製」副食品同業者が営業を停止してしまったために、上海市の民食は「恐慌現象」を発生していた。そして、10月、米価が高すぎて一般の貧民は買うことができないので、苦力・乞食・人力車夫・行商人などは普段は「大餅・油条・饅

首・熟麺」などの「麵製」副食品を主食の1つとしているが、これらの「麵製」副食品を買うところがなくなったので、町から町へと食料を強奪する事件が発生するに到った⁵⁹⁾。

他方、小麦の標準収買価格は100kgで700元と定められていたが、主要な小麦の生産地だった蘇北の蚌埠地区では事情が「特殊」だったために、小麦の買付が順調には進まなかった。そもそも蚌埠地区は蘇淮特区や華北と境を接していたため、100kg700元のままでは蚌埠地区の小麦は小麦価格が上昇していた華北に流出してしまっただけで買付けるすべがなくなるので、淮河流域では900元、津浦鉄道北地区では800元、同南地区では750元に引上げることが検討された⁶⁰⁾。

<1944年>

2月、米・小麦・雑穀などの重要物資の価格は公定価格の数倍以上にまで突然暴騰してしまい、全国商業統制総会による小麦の買付に非常に影響を与えていた⁶¹⁾。

全国商業統制総会粉麦專業委員会の1944年2月21日付の呈文によれば、全国商業統制総会が小麦の統一的買付を実施してから9ヶ月の間、小麦価格は次第に上昇し、買付が困難になった。食糧価格が日増しに高騰し、ほとんど抑制することができなくなり、所定小麦買付価格との差が開きすぎたため、農民はみなためらって成行きを見て売出そうとはせず、小麦の買付を継続するすべがなくなったという⁶²⁾。

3月、雑穀の価格が激しく上昇して小麦の買付が困難となっており、また、各地の闇市場の米価が急騰していることが小麦の貸付にも影響していた⁶³⁾。

4月、全国商業統制総会が前年の1943年秋に小麦を買付けて以来、一般の物価は次第に高騰し、困難な状況に陥っている。そこで、全国商業統制総会は「交換物資収買小麦辦法」を蕪湖などの「特殊地区」で実行しようとし、まず蕪湖地区から着手し、「軍納麦類収買(資金)法式」によって同会の委託商を指定して実施に責任を負わせ、買付の効果を増進することを期した。ただし、このような小麦買付は相当の交換物資がなければ、進展を期するのは難

表1 1944年7～9月における100kg当たり小麦収買価格

収買地区	7月	8月	9月
蘇州地区	2,300元	2,600元	3,600元
無錫地区	2,300元	2,600元	3,600元
常州地区	2,300元	2,500元	3,500元
丹陽地区	2,200元	2,350元	3,300元
鎮江地区	2,100元	2,200元	3,100元
南京地区	2,100元	2,150元	3,000元
蕪湖地区	2,000元	1,970元	2,000元
蚌埠地区	1,800元	2,000元	2,200元

出所) 汪档案2003-4573「全国商業統制総会呈行政院」(1944年8月), 汪档案2003-4581「全国商業統制総会呈行政院」(1944年9月), 汪档案2003-4574「全国商業統制総会呈行政院」(1944年10月)より作成。

しいと指摘されていた⁶⁴⁾。

7月, 全国商業統制総会粉麦專業委員会の1944年7月20日付の文書によれば, 前年の1943年の新麦収穫時の米価は1石(160市斤=80kg)800元だったが, 1944年7月現在, 産米区の米価は最高で1石8,000元を超えており, このような米価の高騰を受けて, 粉麦專業委員会は小麦買付価格を100kg700元と極めて低く設定していたが, 1944年7月現在, 100kgの小麦買付価格を暫定的に蘇州・無錫・常州の3地区で2,300元, 丹陽地区で2,200元, 鎮江・南京の2地区で2,100元, 蕪湖地区で2,000元, 蚌埠地区で1,800元と定めることにした。だが, わずか1ヵ月後の8月に小麦100kgの収買価格を蘇州・無錫の2地区で2,600元, 常州地区で2,500元, 丹陽地区で2,350元, 鎮江地区で2,200元, 南京地区で2,150元, 蚌埠地区で1,970元に引上げている(蕪湖地区は2,000元に据置き)。さらに, 全国商業統制総会の1944年9月21日の呈文によれば, 諸物価が上昇を続けて止まるところを知らず, とりわけ米穀などのような農産物の価格の上昇は一層大きく, 上記で定めた小麦買付価格は低すぎて小麦を買付けることができなくなっているため, 小麦100kgの買付価格を8月に続いて9月にも以下のように引上げざるをえなかった。すなわち, 蘇州・無錫の2地区が3,600元, 常州地区が3,500元, 丹陽地区が3,300元, 鎮江地区が3,100元, 南京地区が

3,000元，蚌埠地区が2,200元，蕪湖地区が2,000元と定められた⁶⁵⁾（表1を参照）。

ところで，全国商業統制総会粉麦統制委員会は1944年から小麦の製粉を民間工場に委託することになり，その費用は当初は小麦100市斤（50kg）につき154元7角（工場側の利潤も含む）としていたが，各種の物価が高騰し，コストが激増したことによって委託した工場からはしばしば費用の増加を請求されて委託費用を280元に引上げることにして，9月から実行することになった⁶⁶⁾。

11月，各種の物価が上昇を続けて止まるところを知らない状況だったので，小麦の価格も非常に大きく上昇し，定価による収買が困難になっていた。もし市価で買付ければ，米糧やその他の物価に影響を与えるおそれがあったので，米糧統制委員会の「行政収買法式」を参照して関係する行政機関の協力の下で各地の麦類を米糧と連繋を保持しながら並行して買付けようとした。すなわち，粉麦統制委員会が各収買商を任命して買付証書を与え，江蘇省の各小麦生産地区に赴かせ，直接買付けさせることによって，市場と関係を隔絶して市場の操作や売惜しみを免れさせることができるとしている⁶⁷⁾。

安徽省蚌埠では，市民の多くが麺類を主食としており，往年，宝興・信豊の2つの製粉工場で生産されていた麺類は全て当地で消費され，従来は欠乏のおそれ無かったが，小麦の統制買付が実施されてから，この2工場は操業を停止せざるをえなくなり（原料小麦の調達が可能になったためと考えられる），蚌埠では食糧の供給が必要に応じきれなくなってしまったので，人心は異常な恐慌状態となり，民需の小麦粉が数ヶ月間も配給されていなかったのもので，民食の欠乏は非常に憂慮すべき状況になっていた⁶⁸⁾。

<1945年>

3月，全国商業統制総会粉麦統制委員会が民間の各製粉工場に委託していた小麦の製粉費は，小麦100市斤につき700元としていたが，物価が高騰し続けたため，1945年3月からは1,326元に引上げざるをえなかった。前年の9月に280元に引上げていた後に急激な引上げがなされたことになる。さらに，5月，製粉委託費は上記の1326元から2倍以上の4,000元に引上げ，5月より施行することにした⁶⁹⁾。

6月、全国商業統制総会粉麦統制委員会の「粉麩」(小麦粉と小麦のひき殻)配給価格は1944年12月に調整して以来、数ヶ月間改訂していなかったが、小麦買付価格や運輸・製造・包装などの費用は1944年12月と比較すると、数倍に上昇しており、原価を維持しようとしても事実上不可能であり、生産を維持するために「粉麩」価格を1945年4月より引上げることになった。ところが、1945年6月現在、原料の小麦が100kgで3万円とすると、前回の原価の4,350元と比べて上昇が非常に大きかった⁷⁰⁾。

6月、上海市では雑穀の価格も急に激増して止まず、民生や治安に与える影響が深く大きいと不安の声が上がっていた⁷¹⁾。

以上のように、日本軍を後ろ盾とする傀儡政権は経済の統制を強行したが、経済をコントロールすることができず、インフレーションを抑制することができなかったことがわかる。そして、このような高い小麦粉加工費は、小麦粉の配給価格にも直接的に反映されたはずである。小麦に関する管理体制も既述の米と同様に日本の敗戦が決定する以前にすでに事実上崩壊していたことを窺い知ることができる。

おわりに

日中戦争前の中国では大量の食糧が市場に出回っていた。だが、それは決して食糧の余剰を反映したものではなく、商品経済の展開の結果であり、地域間分業によって成立っていた。これを日本軍は市場に出回った食糧を余剰分と見なし、一方で、戦争を拡大することによって生産と流通から食糧を二重に破壊した⁷²⁾。

日本軍占領下の中国においては、当初より一貫して民衆は常に食糧不足におびえ、飢えに苦しみ、食糧事情は厳しく、食糧管理体制は破綻していたと言える。

日本は、軍隊による直接的な米・小麦の収奪を当初の期待どおりには実現することができなかったばかりでなく、それを汪精衛政権を通じた間接的な収奪によっても実現することができなかった。しかも、中国占領地の「民心把握」のために最低限必要な食糧さえも手当てすることができなかった。日

本軍は中国への侵略戦争によって中国の農業生産過程とりわけ食糧生産過程を破壊して食糧生産量を減少させ、その経済統制政策によって流通過程を混乱させると同時に、食糧価格を暴騰させ、民食は言うまでもなく、俸給米さらには軍米をも確保することができなくなっていた。

●注

- 1) 叶世昌・潘連貴『中国古近代金融史』(復旦大学出版社, 2001年)348~353頁。ただし、汪精衛政権档案資料によれば、粉麦專業委員會は1944年6月15日に粉麦統制委員會へ改組している(主任委員は孫仲立)というから、1943年3月には粉麦專業委員會が組織されたことになる。典拠は、中国第二歴史档案馆所蔵・汪精衛政権档案全宗号2003 - 案卷号4585(以下、汪档案2003 - 4585のように記す)「全国商業統制總會粉麦統制委員會呈行政院」(1944年6月)。なお、同委員會名簿は、汪档案2003 - 4587「粉麦(統制)委員會組織規程及委員名單」(1944年6月)に掲載されている。
- 2) 拙稿「中華民國期中国の食糧事情に関する調査と研究について」(東洋文庫近代中国研究班『近代中国研究彙報』第28号, 2006年3月)において先行研究に言及した。とりわけ、浅田喬二の一連の研究によって、中国における日本側の食糧収奪過程はほぼ明らかになったと思われる。また、中国側では、汪精衛政権の食糧政策を論じたものとして、例えば、劉志英「汪偽政権政府糧政述評」(『抗日戦争研究』1999年第1期, 1999年2月)がある。
- 3) 拙稿「興亜院から見た華中の米事情」(本庄比佐子・内山雅生・久保亨編『興亜院と戦時中国調査』岩波書店, 2002年11月)。
- 4) 汪档案2003 - 2832「南京市總商会籌備会呈行政院」(1940年6月18日)。
- 5) 汪档案2003 - 2844「江蘇省政府代電行政院」(1940年6月18日)・「江蘇省政府代電行政院」(1940年6月22日)・「外交部呈行政院」(1940年7月18日)。汪档案2003 - 2845「江蘇省政府代電行政院」(1940年6月4日)。
- 6) 汪档案2003 - 2773「浙江省政府代電行政院」(1940年7月15日)。
- 7) 汪档案2003 - 2826「南京市政府呈行政院」(1940年9月10日)。汪档案2003 - 2920「糧食管理委員會呈行政院」(1942年1月15日)。汪档案2003 - 2920「糧食管理委員會呈行政院」(1941年9月20日)。
- 8) 汪档案2003 - 2909「糧食管理委員會呈行政院」(1941年3月4日)。
- 9) 汪档案2003 - 2834「国民政府文官処公函文字第349号」・「国民政府振務委員會呈行政院」(1941年4月17日)。

- 10) 汪档案2003 - 2909「江都県人民呈行政院」(1941年8月7日)。汪档案2003 - 2851「楊濤等電呈行政院長汪」(1941年8月31日)・「糧食管理委員会呈行政院」(1941年9月27日)。
- 11) 汪精档案2003 - 2909「漢口特別市政府呈行政院」(1941年6月6日)・「漢口特別市政府呈行政院」(1941年9月18日)。
- 12) 汪档案2003 - 2909「蕪湖梅鴻泰等米廠呈行政院」(1941年12月3日)。
- 13) 汪档案2003 - 2841「糧食管理委員会呈行政院」(1941年6月16日)。
- 14) 汪档案2003 - 2821「江蘇省政府密代電行政院院長汪」(1941年11月24日)。
- 15) 汪档案2003 - 2926「糧食管理委員会呈行政院」(1942年1月5日)。
- 16) 汪档案2012 - 6005「武進県商会整理委員会代電実業部」(1941年10月3日)。
- 17) 汪档案2012 - 2909「糧食管理委員会呈行政院」(1941年12月30日)。
- 18) 汪档案2003 - 4722「提倡糧食消費節約案」(1942年)。
- 19) 汪档案2003 - 2909「糧食管理委員会呈行政院」(1942年1月15日)・「安徽省政府密呈行政院」(1942年2月12日)。
- 20) 汪档案2003 - 2909「糧食管理委員会呈行政院」(1942年10月19日)。
- 21) 汪档案2003 - 2926「糧食管理委員会呈行政院」(1942年2月21日)。
- 22) 汪档案2003 - 2909「江蘇省政府呈行政院」(1942年4月6日)。
- 23) 汪档案2003 - 2650「江蘇省政府呈行政院」(1942年4月17日)。
- 24) 汪档案2003 - 5811「浙東行政公署呈行政院」(1942年8月13日)。
- 25) 汪档案2003 - 2855「糧食部呈行政院」(1943年7月2日)。
- 26) 汪档案2003 - 2619「首都食米稽查委員会呈行政院」(1943年6月・7月)。
- 27) 汪档案2003 - 2620「監察院密咨行政院」(1943年10月)。
- 28) 汪档案2003 - 2621「鍾謂泉呈行政院」(1943年11月30日)・「実業部長陳君慧呈行政院」(1945年7月12日)・「行政院長陳令実業部」(1945年7月21日)。
- 29) 汪档案2003 - 2887「魏大可呈行政院」(1943年4月16日)。
- 30) 汪档案2003 - 2884「全国商業統制總會呈行政院」(1943年12月31日, 1944年1月, 1944年8月30日, 1945年2月24日)。
- 31) 汪档案2003 - 1913「糧食部呈行政院」(1944年3月8日)。
- 32) 汪档案2003 - 2910「糧食部呈行政院」(1944年3月2日)。
- 33) 汪档案2003 - 2849「全国商業統制總會呈行政院」(1944年1月15日)。汪档案2003 - 2915「糧食部呈行政院」(1944年1月24日)。
- 34) 汪档案2003 - 2849「全国商業統制總會呈行政院」(1944年1月15日)。
- 35) 汪档案2003 - 2838「米糧統制委員会呈行政院」(1944年1月17日, 1944年2月4日)。

- 36) 汪档案2003 - 5122「建設部呈行政院」(1944年3月)。
- 37) 汪档案2003 - 2888「米糧統制委員会呈行政院」(1944年3月31日)。
- 38) 汪档案2003 - 4627「米糧統制委員会呈行政院」(1944年3月)・「全国商業統制總會呈行政院」(1944年5月)。
- 39) 汪档案2003 - 2626「国民政府主席訓令行政院」(1944年3月10日)。これに関しては、古厩忠夫「日中戦争末期の上海社会と地域エリート」(上海市研究会編『上海——重層するネットワーク』汲古書院, 2000年, 514頁)が論じており、この事件が中央にも飛び火し、黒幕の顧宝衡糧食部長, 周乃文同次長も逮捕され, 糧食部全体の汚職であることが明らかとなり, この事件を経て糧食部は弱体化され, ようやく収買業務が米統会(米糧統制委員会)の手に帰することになったとしている。
- 40) 汪档案2003 - 2671「糧食部呈行政院」(1943年9月3日)・「財政部呈行政院」(1943年9月24日)。
- 41) 汪档案2003 - 2868「安徽省政府呈行政院」(1944年7月26日)。
- 42) 汪档案2003 - 2873「米糧統制委員会呈行政院」(1944年1月12日)。
- 43) 汪档案2003 - 2876「実業部呈行政院」(1944年6月6日)。
- 44) 汪档案2003 - 2877「常熟県公民黄炳元等電呈行政院」(1944年6月21日)。
- 45) 汪档案2003 - 2765「中国国民党海員特別党部執行委員会呈中国国民党中央執行委員会」(1944年7月4日)。
- 46) 汪档案2003 - 2880「江蘇省政府省長陳群呈行政院院長汪」(1944年6月1日, 1944年5月25日, 1944年7月8日)・「江蘇省政府呈行政院」(1944年7月8日)・「江蘇省政府省長陳群呈行政院院長汪」(1944年5月31日)・「江蘇省政府呈行政院」(1944年7月8日)・「江蘇省政府省長陳群呈行政院院長汪」(1944年7月8日)・「江蘇省政府呈行政院」(1944年8月17日, 1944年11月3日)。
- 47) 汪档案2003 - 2909「米糧統制委員会呈行政院」(1944年7月14日)。
- 48) 汪档案2012 - 6128「極秘: 経極秘第217号」(1944年6月21日)。
- 49) 汪档案2012 - 6003「行政院令実業部」(1944年6月27日)。
- 50) 汪档案2012 - 5990「上海特別市商会呈実業部」(1944年7月27日)。汪档案2012 - 6002「上海特別市商会呈実業部」(1944年7月15日)。
- 51) 汪档案2003 - 5121「実業部・物資統制審議委員会呈行政院」(1944年9月)。
- 52) 汪档案2003 - 2635「宝応県公民劉翰臣等呈行政院」(1944年12月6日)。
- 53) 汪档案2003 - 2624「首都中央機関配給俸米管理委員会呈行政院」(1944年11月25日)・「蕪湖大興糧号經理張孝銘呈行政院」(1944年12月12日)・「全国商業統制總會呈行政院」(1945年4月11日)。

- 54) 汪档案2003 - 2778「江蘇省政府呈行政院」(1945年1月8日)・「江蘇省政府呈行政院」(1945年3月)。
- 55) 汪档案2003 - 2899「実業部呈行政院」(1945年1月29日, 1945年2月16日, 1945年5月9日)・「江蘇省政府呈行政院」(1945年5月31日)・「全国商業統制總會呈行政院」(1945年7月17日)。汪档案2012 - 6247「行政院院長陳公博令実業部」(1945年5月24日)。
- 56) 汪档案2012 - 5983「行政院代電実業部」(1945年6月15日)。
- 57) 汪档案2003 - 2914「浙江省政府呈行政院」(1945年7月18日)。
- 58) 汪档案2003 - 4570「国民政府行政院糧食・財政部呈行政院」(1943年7月)。
- 59) 汪档案2003 - 4577「上海特別市麵製熟食業公会理事長王秉代電行政院長汪」(1943年8月)・「上海特別市麵製熟食業公会理事長王秉代電行政院長汪」(1943年10月)。1943年11月と1944年2月にも救済を求めている。汪档案2003 - 4577「上海特別市麵製熟食業公会理事長王秉代電行政院長汪」・「上海特別市麵製熟食業公会理事長王秉代電行政院」(1943年11月・1944年2月)を参照されたい。
- 60) 汪档案2003 - 4582「全国商業統制總會呈行政院」(1943年8月)。
- 61) 汪档案2003 - 4570「全国商業統制總會呈行政院」(1944年2月)。
- 62) 汪档案2003 - 4571「全国商業統制總會呈行政院」(1944年3月)。
- 63) 汪档案2003 - 4571「行政院物資統制審議委員会呈行政院」(1944年3月)。
- 64) 汪档案2003 - 4570「全国商業統制總會呈行政院」(1944年4月)。
- 65) 汪档案2003 - 4573「全国商業統制總會呈行政院」(1944年8月)。汪档案2003 - 4581「全国商業統制總會呈行政院」(1944年9月)。汪档案2003 - 4574「全国商業統制總會呈行政院」(1944年10月)。
- 66) 汪档案2003 - 4581「全国商業統制總會呈行政院」(1944年10月)。
- 67) 汪档案2003 - 4574「全国商業統制總會粉麦統制委員会呈行政院」(1944年11月)。
- 68) 汪档案2003 - 4576「安徽省政府呈行政院」(1944年11月)。
- 69) 汪档案2003 - 4581「全国商業統制總會呈行政院」(1945年5月)・「全国商業統制總會呈行政院」(1945年7月)。
- 70) 汪档案2003 - 4581「全国商業統制總會呈行政院」(1945年6月)。
- 71) 汪档案2012 - 6131「上海特別市経済局呈実業部」(1945年6月21日)。
- 72) 日中戦争前については、拙稿「20世紀前半における米生産をめぐる蘇北と蘇南の経済関係」(『東洋史研究』第63巻第4号, 2005年3月)・同「中華民国前期中国における食糧事情の概略」(鹿兒島国際大学附置地域総合研究所『地域総合研究』第33巻第1号, 2006年9月), また, 日中戦争中については, 前掲の拙

第I部 過去と現在

稿「興亜院から見た華中の米事情」を参照されたい。